

平成30年2月20日

〒170-6033

東京都豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60

弁護士法人アディーレ法律事務所 御中

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海

理事長 杉浦 市郎

(連絡先) 〒464-0075 名古屋市千種区内山3丁目28番2号

KS千種ビル6階F

事務局長 野澤 厚美

(TEL:052-734-8107、FAX:052-734-8108)

## 申入れ終了通知書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当団体平成29年8月22日付「現行契約書の開示等申入書」に対し、早速ご回答いただきありがとうございました。

平成28年4月1日以降の契約書の契約条項については、当団体の申入れの趣旨に沿うものとなっていることが確認できました。

また、平成29年8月29日付貴事務所回答書によれば、同年3月31日以前の委任契約者についても、中途終了の場合の弁護士費用の清算は委任契約終了までの履行割合において判断する運用とのご回答をいただきましたので、今後も、同様の運用を遵守していただきますようお願いいたします。

もともと、当団体において独立行政法人国民生活センターに対し全国の消費生活相談窓口に寄せられた消費生活相談の状況を照会したところ、平成28年4月1日以降においても、中途終了の場合の費用清算をめぐる相談が寄せられていることが判明しております。

つきましては、受任時や中途終了時において依頼者に対して十分な説明をしていただくとともに、履行割合における清算については合理的な根拠に基づくものとするので、依頼者としても納得できる適正な運用をお願いいたします。

以上をもって、貴事務所に対する本件に関する申入れは終了することといたしますが、当団体としましては、今後も、貴事務所の実際の運用が適正なものとなっているかについて引き続き関心を持って取り組んでいく所存です。必要に応じて改めて是正等の申入れをさせていただくこともあろうかと存じますので、その旨申し添えます。

敬具